

---

## 緊急事態宣言解除に伴う面会制限の段階的緩和について

---

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、都内の感染者も少なからず発生している状況から引き続き利用者様への感染予防に努めていきたいと考えております。今後の面会等につきましては以下のように対応をさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

### 4月1日～ 対面での面会を再開いたします。

---

---

- ◎ 面会は予約制とさせていただきます。当日予約では対応できないこともありますので、希望日の前日までにはご予約のご連絡をお願い致します。
- ◎ 面会時間、受け入れ人数は以下のようにさせていただきます。
  - ・ 午前 10:00 ～ 11:00 までの間で1組
  - ・ 午後 14:00 ～ 15:00 までの間で1組
- ◎ 面会の人数はお二人まで、面会時間は15分程度とさせていただきます。
- ◎ 面会前の検温、マスク着用、手指の消毒にご協力ください
- ◎ 当面の間、一家族様、月1回のご面会をお願い致します。
- ◎ 面会のご予約は、生活相談員（中村・藤田）までご連絡ください。  
電話番号 042-376-3555 受付時間 10:00～16:00（月～金）

### Web面会について

---

---

- ◎ web面会は継続してご対応いたします。
- ◎ 対面の面会予約が入っている時間帯はweb面会のご対応は行えません。
- ◎ 対面での面会再開に伴いweb面会の頻度は月2回までとさせていただきます。

### ご家族様へのお手紙について

---

---

- ◎ 2ヶ月毎にお出ししているお手紙ですが、面会を再開いたしますので、全ご家族様向けのお手紙送付は4月分で中止とさせていただきます。
- ◎ 以降のご面会状況により、個別のご連絡にて対応をさせていただきます。

令和3年 3月23日  
特別養護老人ホーム 愛生苑  
施設長 五箇 忠司  
生活相談員 中村・藤田